

こ支障第34号
障発0630第7号
令和5年6月30日

各都道府県知事 殿

こども家庭庁支援局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「相談支援従事者研修事業の実施について」、「サービス管理責任者研修事業の実施について」及び「相談支援従事者主任研修事業の実施について」の改正について

「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「相談支援従事者主任研修事業の実施について」（平成31年3月28日障発第0328第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正し、令和5年6月30日より適用するので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いする。

サービス管理責任者研修事業の実施について（平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

【新旧対照表】

（変更点は下線部）

新	旧
障発第0830004号 平成18年8月30日	障発第0830004号 平成18年8月30日
一部改正 障発0926第2号 平成24年9月26日	一部改正 障発0926第2号 平成24年9月26日
一部改正 障発0329第13号 平成25年3月29日	一部改正 障発0329第13号 平成25年3月29日
一部改正 障発0331第42号 平成26年3月31日	一部改正 障発0331第42号 平成26年3月31日
一部改正 障発0329第19号 平成31年3月29日	一部改正 障発0329第19号 平成31年3月29日
一部改正 障発0331第18号 令和2年3月31日	一部改正 障発0331第18号 令和2年3月31日
一部改正 障発0331第12号 令和3年3月31日	一部改正 障発0331第12号 令和3年3月31日
一部改正 障発0331第10号 令和4年3月31日	一部改正 障発0331第10号 令和4年3月31日
一部改正 <u>こ支障第34号</u> <u>障発0630第7号</u> <u>令和5年6月30日</u>	
各都道府県知事 殿	各都道府県知事 殿

こども家庭庁支援局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

サービス管理責任者研修事業の実施について

サービス管理責任者研修事業の実施について

(別添)

(別添)

サービス管理責任者研修事業実施要綱

サービス管理責任者研修事業実施要綱

1～2 略

1～2 略

3 サービス管理責任者研修

3 サービス管理責任者研修

(1) サービス管理責任者基礎研修

(1) サービス管理責任者基礎研修

① 研修対象者

① 研修対象者

指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）においてサービス管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有するもの

指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有するもの

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直	6年

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直	6年

接支援の業務		接支援の業務	
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。）	3年	社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。）	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年	国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年
<p>② 略</p> <p>(2) サービス管理責任者実践研修</p> <p>① 研修対象者</p> <p>ア <u>指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号。以下「サービス管理責任者告示」という。）第1号イの(2)の(二)に規定する基礎研修修了者となった日以後</u>、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等<u>その他の事業所等</u>において通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの</p> <p>イ <u>サービス管理責任者基礎研修受講開始日においてサービス管理責任者告示第1号イの(1)に規定する実務経験者である者であって、同研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了後、本研修の受講開始日前五年間に指定障害福祉サービス事業所等又は指定障害児入所施設若しくは指定障害児通所支援事業所（以下「指定障害児入所施設等」という。）において通算して六</u></p>		<p>② 略</p> <p>(2) サービス管理責任者実践研修</p> <p>① 研修対象者</p> <p>ア <u>サービス管理責任者基礎研修を修了後</u>、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等において通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの</p>	

月以上、同号イの(2)の(二)のbに規定する業務（以下「個別支援計画作成の業務」という。）に従事したもので、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

ウ 平成31年4月1日において改正前の指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（以下「旧サービス管理責任者告示」という。）第1号イの(1)から(5)までのいずれかの規定に該当する者（相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者又は旧サービス管理責任者告示第1号イの(1)の(二)のbに規定する旧障害者ケアマネジメント研修修了者を除く。）であって、同日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となったもの（アに定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者 又はイに定める期間、個別支援計画作成の業務に従事した者に限る。）で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

エ サービス管理責任者告示第1号イの(2)の柱書きに定める期間内にサービス管理責任者更新研修の修了者とならなかった者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

この場合にあつては、アに定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者であること 又はイに定める期間、個別支援計画作成の業務に従事した者であることを要しない。

② 略

(3) サービス管理責任者更新研修

① 研修対象者

イ 平成31年4月1日において改正前の指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号。以下「サービス管理責任者告示」という。）第1号イの(1)から(5)までのいずれかの規定に該当する者であつて、同日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となったもの（アに定める相談支援の業務 又は 直接支援の業務に従事した者に限る。）で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

ウ サービス管理責任者告示に定める期間内にサービス管理責任者更新研修の修了者とならなかった者で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。この場合にあつては、アに定める相談支援の業務 又は 直接支援の業務の従事者であることを要しない。

② 略

(3) サービス管理責任者更新研修

① 研修対象者

ア サービス管理責任者実践研修を修了後、指定障害福祉サービス事業所等若しくは指定障害児入所施設等においてサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくは管理者として従事している者又は指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所若しくは指定障害児相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

イ サービス管理責任者実践研修を修了後、本研修の受講開始日前5年間に於いてアの業務に通算して2年以上従事していた者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

② 略

(4) サービス管理責任者専門コース別研修

① 略

② 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表4のとおりとする。

なお、別表4の標準カリキュラムは、別表8並びに相談支援従事者研修事業の実施について(平成18年4月21日障発第0421001号。以下「相談支援従事者研修事業通知」という。)別表3の1、6及び7と共通の内容とする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

4 児童発達支援管理責任者研修

(1) 児童発達支援管理責任者基礎研修

ア サービス管理責任者実践研修を修了後、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者若しくは管理者として従事している者又は指定一般相談支援事業所若しくは指定特定相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

イ サービス管理責任者実践研修を修了後、本研修の受講開始日前5年間に於いてアの業務に通算して2年以上従事していた者で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

② 略

(4) サービス管理責任者専門コース別研修

① 略

② 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表4のとおりとする。

なお、別表4の標準カリキュラムは、別表8及び相談支援従事者研修事業の実施について(平成18年4月21日障発第0421001号。以下「相談支援従事者研修事業通知」という。)別表3の6と共通の内容とする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

4 児童発達支援管理責任者研修

(1) 児童発達支援管理責任者基礎研修

① 研修対象者

指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有するもの

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。）	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年

② 略

(2) 児童発達支援管理責任者実践研修

① 研修対象者

ア 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号。以下「児童発達支援管理責任者告示」という。）第2号イに規定する基礎研修修了者となった日以後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害児入所施設等その他の事業所等において通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任

① 研修対象者

指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所（以下「指定障害児入所施設等」という。）において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有するもの

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。）	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年

② 略

(2) 児童発達支援管理責任者実践研修

① 研修対象者

ア 児童発達支援管理責任者基礎研修を修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害児入所施設等において通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

なお、児童発達支援管理責任者実践研修修了後、児童発達支援管理責任者として指定障害児入所施設等に配置する場合には、障

者として従事しているもの又は従事しようとするもの

なお、児童発達支援管理責任者告示第1号に定める実務経験において老人福祉施設・医療機関（療養病床関係病室に限る。）等以外での実務経験が3年以上必要であることを留意すること。

イ 児童発達支援管理責任者基礎研修受講開始日において児童発達支援管理責任者告示第1号に規定する実務経験者である者であって、同研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了後、本研修の受講開始日前五年間に指定障害福祉サービス事業所等又は指定障害児入所施設等において通算して六月以上、第2号口の(2)に規定する業務（以下「障害児個別支援計画作成の業務」という。）に従事したもので、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

ウ 平成31年4月1日において改正前の障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「旧児童発達支援管理責任者告示」という。）第2号の規定に該当する者（相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者を除く。）であって、同日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となったもの（アに定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者又はイに定める期間、障害児個別支援計画作成の業務に従事した者に限る。）で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

エ 児童発達支援管理責任者告示第2号柱書きに定める期間内に

害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号。以下「児童発達支援管理責任者告示」という。）に定める実務経験において老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上必要であることを留意すること。

イ 平成31年4月1日において改正前の児童発達支援管理責任者告示第2号の規定に該当する者であって、同日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となったもの（アに定める相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者に限る。）で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

ウ 児童発達支援管理責任者告示に定める期間内に児童発達支援

児童発達支援管理責任者更新研修の修了者とならなかった者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

この場合にあつては、アに定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者であること又はイに定める期間、障害児個別支援計画作成の業務に従事した者であることを要しない。

② 略

(3) 児童発達支援管理責任者更新研修

① 研修対象者

ア 児童発達支援管理責任者実践研修を修了後、指定障害福祉サービス事業所等若しくは指定障害児入所施設等においてサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくは管理者として従事している者又は指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所若しくは指定障害児相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

イ 略

② 略

(4) 児童発達支援管理責任者専門コース別研修

① 略

② 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表8のとおりとする。

なお、別表8の標準カリキュラムは、別表4 並びに相談支援従事者研修事業通知別表3の1、6 及び 7と共通の内容とする。

管理責任者更新研修の修了者とならなかった者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。この場合にあつては、アに定める相談支援の業務 又は 直接支援の業務の従事者であることを要しない。

② 略

(3) 児童発達支援管理責任者更新研修

① 研修対象者

ア 児童発達支援管理責任者実践研修を修了後、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者若しくは管理者として従事している者又は指定障害児相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

イ 略

② 略

(4) 児童発達支援管理責任者専門コース別研修

① 略

② 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表8のとおりとする。

なお、別表8の標準カリキュラムは、別表4 及び相談支援従事者研修事業通知別表3の6と共通の内容とする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

5～6 略

7 実施上の留意点

(1) 研修日程等

① 略

② 別表1及び別表5の研修カリキュラム、別表2及び別表6の研修カリキュラム、別表3及び別表7の研修カリキュラム並びに別表4、別表8 並びに相談支援従事者研修事業通知別表3の 1、6 及び7の研修カリキュラムは、それぞれ共通の内容であることから、開催日程、開催場所、定員等の規模等の設定について適切に配慮することを前提に、同一の日程等で研修を行うことは差し支えない。

(2)～(3) 略

8～11 略

(別表1)～(別表8) 略

(別紙1) 略

(別紙2)

第 号

修 了 証 書

氏 名

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

5～6 略

7 実施上の留意点

(1) 研修日程等

① 略

② 別表1及び別表5の研修カリキュラム、別表2及び別表6の研修カリキュラム、別表3及び別表7の研修カリキュラム並びに別表4、別表8 及び相談支援従事者研修事業通知別表3の6の研修カリキュラムは、それぞれ共通の内容であることから、開催日程、開催場所、定員等の規模等の設定について適切に配慮することを前提に、同一の日程等で研修を行うことは差し支えない。

(2)～(3) 略

8～11 略

(別表1)～(別表8) 略

(別紙1) 略

(別紙2)

第 号

修 了 証 書

氏 名

<p>生年月日</p> <p>あなたは、<u>こども家庭庁</u>の定める児童発達支援管理責任者〇〇研修を修了したことを証します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇知事 〇〇〇〇</p> <p>(別紙3) 略</p> <p>(別紙4)</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">修 了 証 書</p>	<p>生年月日</p> <p>あなたは、<u>厚生労働省</u>の定める児童発達支援管理責任者〇〇研修を修了したことを証します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇知事 〇〇〇〇</p> <p>(別紙3) 略</p> <p>(別紙4)</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">修 了 証 書</p>
<p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>あなたは、<u>こども家庭庁</u>が定めるところにより当該研修事業者が〇〇〇知事の指定を受けて行う児童発達支援管理責任者〇〇研修を修了したことを証します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(指定された事業者名) 代表〇〇〇〇</p>	<p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>あなたは、<u>厚生労働省</u>が定めるところにより当該研修事業者が〇〇〇知事の指定を受けて行う児童発達支援管理責任者〇〇研修を修了したことを証します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(指定された事業者名) 代表〇〇〇〇</p>

相談支援従事者研修事業の実施について（平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

【新旧対照表】

（変更点は下線部）

新	旧
障発第 0421001 号	障発第 0421001 号
平成 18 年 4 月 21 日	平成 18 年 4 月 21 日
一部改正 障発第 0725001 号	一部改正 障発第 0725001 号
平成 19 年 7 月 25 日	平成 19 年 7 月 25 日
一部改正 障発第 0626001 号	一部改正 障発第 0626001 号
平成 20 年 6 月 26 日	平成 20 年 6 月 26 日
一部改正 障発第 1026 第 1 号	一部改正 障発第 1026 第 1 号
平成 23 年 10 月 26 日	平成 23 年 10 月 26 日
一部改正 障発第 0702 第 6 号	一部改正 障発第 0702 第 6 号
平成 24 年 7 月 2 日	平成 24 年 7 月 2 日
一部改正 障発第 0329 第 17 号	一部改正 障発第 0329 第 17 号
平成 25 年 3 月 29 日	平成 25 年 3 月 29 日
一部改正 障発第 0507 第 4 号	一部改正 障発第 0507 第 4 号
令和元年 5 月 7 日	令和元年 5 月 7 日
一部改正 障発第 0910 第 1 号	一部改正 障発第 0910 第 1 号
令和元年 9 月 10 日	令和元年 9 月 10 日
一部改正 障発第 0331 第 18 号	一部改正 障発第 0331 第 18 号
令和 2 年 3 月 3 1 日	令和 2 年 3 月 3 1 日
一部改正 障発第 0331 第 12 号	一部改正 障発第 0331 第 12 号
令和 3 年 3 月 3 1 日	令和 3 年 3 月 3 1 日
一部改正 障発第 0331 第 10 号	一部改正 障発第 0331 第 10 号

令和4年3月31日

一部改正 こ支障第34号

障発第0630第7号

令和5年6月30日

各都道府県知事 殿

こども家庭庁支援局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

(別添)

相談支援従事者研修事業の実施について

1～2 略

3 実施内容

(1) 略

(2) 相談支援従事者現任研修

① 研修対象者

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事(地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業又は基幹相談支援センターにおいて従事した期間を含む。)しており、一定の経験を有する者。具体的には初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の

令和4年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

(別添)

相談支援従事者研修事業の実施について

1～2 略

3 実施内容

(1) 略

(2) 相談支援従事者現任研修

① 研修対象者

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者。具体的には初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に

相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とする。

なお、旧カリキュラム受講者は初回受講時については、上記の要件を求めないこととする。

(注)旧カリキュラム受講者とは、令和2年4月1日前5年間に於いて、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した者である。

② 略

(3) 専門コース別研修

① (略)

② 研修内容等

標準的な研修カリキュラムは、別表3のとおりであり、この内容を参考に実施するものとする。また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。なお、別表3の1、6及び7の標準カリキュラムは、サービス管理責任者研修事業の実施について(平成18年8月30日障発第0830004号。以下「サービス管理責任者研修事業通知」という。)別表4及び別表8と共通の内容とする。

4～6 略

7 実施上の留意点

(1) 研修日程等

ア 略

イ 別表3の1、6及び7並びにサービス管理責任者研修事業通知別表

相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とする。

なお、旧カリキュラム受講者は初回受講時については、上記の要件を求めないこととする。

(注)旧カリキュラム受講者とは、令和2年4月1日前5年間に於いて、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した者である。

② 略

(3) 専門コース別研修

① (略)

② 研修内容等

標準的な研修カリキュラムは、別表3のとおりであり、この内容を参考に実施するものとする。また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。なお、別表3の6の標準カリキュラムは、サービス管理責任者研修事業の実施について(平成18年8月30日障発第0830004号。以下「サービス管理責任者研修事業通知」という。)別表4及び別表8と共通の内容とする。

4～6 略

7 実施上の留意点

(1) 研修日程等

ア 略

イ 別表3の6並びにサービス管理責任者研修事業通知別表4及び別表

4及び別表8の標準カリキュラムは共通の内容であることから、開催日程、開催場所、定員等の規模等の設定について適切に配慮することを前提に、同一の日程等で研修を行うことは差し支えない。

(2)～(4) 略

8～11 略

(別表1)～(別表3) 略

(別紙1)

第 号

修 了 証 書

氏 名
生年月日

あなたは、子ども家庭庁及び厚生労働省の定める相談支援従事者〇〇研修を修了したことを証します。

年 月 日

〇〇〇知事
〇〇〇〇

(別紙2)

第 号

修 了 証 書

氏 名

8の標準カリキュラムは共通の内容であることから、開催日程、開催場所、定員等の規模等の設定について適切に配慮することを前提に、同一の日程等で研修を行うことは差し支えない。

(2)～(4) 略

8～11 略

(別表1)～(別表3) 略

(別紙1)

第 号

修 了 証 書

氏 名
生年月日

あなたは、厚生労働省の定める相談支援従事者研修を修了したことを証します。

年 月 日

〇〇〇知事
〇〇〇〇

(別紙2)

第 号

修 了 証 書

氏 名

<p>生年月日</p> <p>あなたは、<u>子ども家庭庁及び</u>厚生労働省が定めるところにより当該研修事業者が〇〇〇知事の指定を受けて行う相談支援従事者〇〇研修を修了したことを証します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(指定された事業者名) 代表〇〇〇〇</p>	<p>生年月日</p> <p>あなたは、厚生労働省が定めるところにより当該研修事業者が〇〇〇知事の指定を受けて行う相談支援従事者研修を修了したことを証します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(指定された事業者名) 代表〇〇〇〇</p>
---	--

(変更点は下線部)

新	旧
<p>障 発 第 0328 第 1 号 平成 31 年 3 月 28 日 一部改正 障 発 第 0331 第 12 号 令和 3 年 3 月 31 日 <u>一部改正 こ 支 障 第 34 号</u> <u>障 発 0630 第 7 号</u> <u>令和 5 年 6 月 30 日</u></p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p><u>こども家庭庁支援局長</u> 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>相談支援従事者主任研修事業の実施について</p> <p>(別添) 1～2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 研修対象者 障害者等への相談支援業務に関し十分な知識と経験を有する相談</p>	<p>障 発 第 0328 第 1 号 平成 31 年 3 月 28 日 一部改正 障 発 第 0331 第 12 号 令和 3 年 3 月 31 日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>相談支援従事者主任研修事業の実施について</p> <p>(別添) 1～2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 研修対象者 障害者等への相談支援業務に関し十分な知識と経験を有する相談</p>

支援専門員とする。

具体的には、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を果たすことができる者を養成する観点から、指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）の二の規定に基づく相談支援従事者現任研修（以下「現任研修」という。）の修了後、相談支援専門員として地域相談支援事業所等（指定地域相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）又は地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センターにおいて従事した期間が、通算して3年（36ヶ月）以上である者（地域相談支援事業所等の管理者として兼務した期間も算定できるものとする。）であり、当該者に対しサービス等利用計画等の提出を求めることにより、研修実施機関において内容を確認し、利用者の自立支援に資する相談支援が実践できていると認められる者のうち、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

- ① 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。
- ② 都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。
- ③ その他、相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者であること。

また、特に質の高い研修を実施する観点から、上記の要件以外に、都道府県において実情に応じた受講要件を設定することは差し

支援専門員とする。

具体的には、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を果たすことができる者を養成する観点から、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）の二の規定に基づく相談支援従事者現任研修（以下「現任研修」という。）の修了後、相談支援専門員として地域相談支援事業所等（指定地域相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）又は地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センターにおいて従事した期間が、通算して3年（36ヶ月）以上である者（地域相談支援事業所等の管理者として兼務した期間も算定できるものとする。）であり、当該者に対しサービス等利用計画等の提出を求めることにより、研修実施機関において内容を確認し、利用者の自立支援に資する相談支援が実践できていると認められる者のうち、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

- ① 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。
 - ② 都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。
 - ③ その他、相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者であること。
- また、特に質の高い研修を実施する観点から、上記の要件以外

支えないものとする。

(2) 略

4～10 略

(別表) 略

(別紙1)

第 号

修 了 証 書

氏 名
生年月日

あなたは、こども家庭庁及び厚生労働省の定める主任相談支援従事者研修を修了したことを証します。

年 月 日

〇〇〇知事
〇〇〇〇

(別紙2)

第 号

修 了 証 書

氏 名
生年月日

に、都道府県において実情に応じた受講要件を設定することは差し支えないものとする。

(2) 略

4～10 略

(別表) 略

(別紙1)

第 号

修 了 証 書

氏 名
生年月日

あなたは、厚生労働省の定める主任相談支援従事者研修を修了したことを証します。

年 月 日

〇〇〇知事
〇〇〇〇

(別紙2)

第 号

修 了 証 書

氏 名
生年月日

あなたは、こども家庭庁及び厚生労働省が定めるところにより当該研修事業者が〇〇〇知事の指定を受けて行う主任相談支援従事者研修を修了したことを証します。

年 月 日

(指定された事業者名)
代表〇〇〇〇

あなたは、厚生労働省が定めるところにより当該研修事業者が〇〇〇知事の指定を受けて行う主任相談支援従事者研修を修了したことを証します。

年 月 日

(指定された事業者名)
代表〇〇〇〇